

令和8年3月25日

お知らせ

| | |
|----|--------------|
| 課名 | 子ども未来課 |
| 担当 | 鷺田、大杉 |
| 内線 | 3555、3566 |
| 直通 | 086-226-7348 |

病児保育の相互利用対象施設が増えて利用しやすくなります！

県と県内25市町村は、病児保育施設の相互利用協定を締結し、協定市町村の住民が、相互利用対象施設を、施設所在地の住民と同じ料金で利用できるようにしています。

令和8年4月1日から、相互利用対象施設が1施設増えて21施設となり、病児保育がさらに利用しやすくなります（相互利用対象施設は別紙のとおり）。

記

○4月1日から新たに増える相互利用対象施設

| | |
|--------|---------------------------|
| 施設名 | 病児保育室 方舟（はこぶね） |
| 実施医療機関 | 小畑醫院 |
| 所在地 | 津山市志戸部662-14 |
| 利用定員 | 6人 |
| 利用対象年齢 | 生後7ヶ月から小学校6年生まで |
| 利用可能時間 | 8時～18時 |
| 休業日 | 日曜・祝日、年末年始及びお盆 |
| 利用料金 | 1人1日利用の場合2,000円（昼食代等は別途要） |
| 留意事項 | 利用前に利用可否・利用方法等をご確認ください。 |

【問合せ先】病児保育室 方舟（電話：0868-25-2111）

※病児保育施設の相互利用

県民が、その居住する地域にかかわらず病児保育を利用できるようにすることにより、安心して子育てができる環境を整備する。

子どもが病気になったとき、仕事等の理由で保護者が保育できない病気の子どもを一時的に預かる病児保育については、市町村が、住民を対象として、域内の医療機関への委託等により市町村ごとに実施していますが、市町村間で施設を相互利用することで、居住地以外の施設利用ニーズに対応でき、病児保育を利用できない地域の解消や、施設の効率的・効果的な運営にもつながります。

岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定

相互利用対象施設（令和8年4月1日時点）

※網掛部が県・25市町村協定による相互利用区域
※美作市・西粟倉村は独自協定により市内施設を広域利用

